

## 「子どもの安心・安全対策支援事業（バス送迎・安全徹底プラン）」について

### 1 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようとするため、省令等の改正により幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

#### （1）改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、これを踏まえ、国省令等について所要の改正が行われた。

#### （2）改正概要

改正省令により、以下2点を義務付ける。

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等の所在を確認
  - ② 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装備を用いて、降車時の①の所在確認
- 上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおり。

義務付け事項①	指定障害児入所施設、障害児通所支援事業所
義務付け事項②	障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所

#### （3）施行期日

令和5年4月1日（②については、経過措置あり）

#### （4）留意事項

##### ア 所在確認

- （2）①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

##### イ 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車いすに乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

##### ウ 装備すべき安全装置

国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められ、内閣府の

ホームページにリストが公表されているため、原則、当該リストを参考に選定する。

## 2 「子どもの安心・安全対策支援事業」本県の対応状況

障害児通所支援事業所における送迎バス等の安全装置等の導入支援や研修については、次のとおり実施する（（1）～（3）は令和5年度、（4）は令和5年3月に実施予定）。

### （1）送迎用バスの改修支援事業

【概要】送迎用車両に子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

【対象】児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

【対象の安全装置】令和4年9月5日以降に装備された安全装置（内閣府HP掲載）

【補助基準額】1台あたり17.5万円

【補助割合】10/10

### （2）ICTを活用した子どもの見守り支援事業

【概要】ICTを活用した子どもの見守りサービス等安全対策に資する機器を導入すること。

【対象】児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

【補助基準額】1事業所あたり20万円

【補助割合】4/5

### （3）登降園管理システム支援事業

【概要】適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

【対象】児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

【補助基準額】1事業所当たり20万円（併せて端末購入等を行う場合は70万円）

【補助割合】4/5

### （4）安全管理研修

【概要】職員を対象に安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会を実施する。

【対象事業所】送迎用バスを運行する（運行する予定を含む）障害児通所支援事業所

【対象職員】事業所の責任者や送迎用バスの運行責任者、バス送迎に従事する運転手、同乗する職員等（送迎用バスを外部へ委託している場合は、その受託者を含む。）とする。

【実施予定期等】

実施日 令和5年3月23日（木）

実施会場等 Zoomによるオンライン研修

実施回数 1回（後日、別途動画配信も予定）